

平成21年度 定時決算総会 開催

森村新会長になって初となる第24回定時総会と第6回賛助会総会が、5月24日、インテリジェントロビー・ルコで開催されました。今回の第一部定時総会は、明野前会長時の平成21年度の決算承認を求め、司会進行は高倉理事により進められ、議長には前任の明野会長にお願いしました。総会は規定の会員総数の2分の1(会員総数90人に対し、委任状を含め59名の出席)以上を満たしていることを確認し、成立しました。議事に入り、第1号議案の「平成21年度の事業報告」が久住呂前副会長から、第2号議案の「同収支報告」の承認を求める件は阿部前副会長から、それぞれ説明されました。また、海野監事からは、会計及び業務の監査を行った結果として、収支状況、財産状況、職務執行とも適正に行われているとの報告がされました。この後、質疑に入りましたが、特段の質問もなく両案は満場一致で承認されました。総会の最後に、日設事協の理事でもある明野前会長から、同協会からの報告事項として、「日設事協の事務所登録制度が決められた」とことと「公益法人になることは難しい。一般法人になる」とことが伝えられました。

第二部の賛助会総会では、原 聡賛助会運営委員長は挨拶の中で、「設立から5年が経過し、厳しい経済環境から会員が減少する中、50%を超える賛助会員が各委員会の委員として参加している。地球温暖化に伴い会員間の交流をビジネスチャンスと捉え、ますます盛んにする」としました。議事に入り、「平成21年度 活動報告」が三舟敏夫氏(三建設備工業(株))から、「平成22年度 活動方針」が加藤俊樹氏(東京ガス(株))と二人の新たな副委員長から説明され、両議案とも満場一致で可決されました。3号議案では平成22年度の賛助会運営委員会の体制が説明され、承認を受けるとともに自己紹介と挨拶が行われています。また、賛助会の担当理事は森村 潔氏が会長に就任しましたので、安住 正専務理事に替わりました。

第三部の会員交流会では、森村新会長が挨拶に立ち、「不透明な経済環境で新たな資格問題とストック対応など設備設計事務所のあり方が問われる変わり目の時代となっている。これらの問題に力まず取り組んでいきたい」と抱負を語るとともに協力を要請しました。この後、新東設事協の時代から11年に亘り会長として当協会を指導いただいた明野前会長に対し、森村新会長から記念品を贈り感謝の意を表しました。祝宴に入り、当協会の元理事で日設事協の尾島 勲会長に挨拶いただきました。ご自身も設備関係の委員の一人として参加している「建築基準法の見直し検討委員会」で、建築設備士資格議論の経過が報告され、「建築設備士を有効に活用できるようにすべし」との意見が設備以外の多数の委員から出ていることが伝えられました。また、この日、新会長になった森村会長に挨拶すべく、東京に来ていた日設事協副会長の西田能行氏が会場を訪れました。そこで、ご挨拶のスピーチをお願いしました。西田氏は鹿児島県出身で、同県選出の民主党川内博史議員とともに、設備資格見直しに伴う「建築設備士問題議員連盟」の設立に向け活動していることが伝えられました。川内議員はテレビでもおなじみの顔であり、国土交通委員長を務めるなど建築行政にも多大な貢献をされている方です。また、同じ民主党の建設省OBである前田武志議員(参議院 現職)がこの問題について活動を共にすることも報告されました。なお、西田氏は川内議員と同級生という関係です。会員諸兄と共に今後の活動に期待し、注目して行きたいと思えます。

委員会の報告

4月21日発行の「協会だより31号」以降の各委員会では次のような活動、審議、報告を行いました。

<総務委員会>

1. 平成21年度決算総会について
2. 新公益法人改革について

<業務環境改善委員会>

1. 建築設備賠償責任保険について
2. オープンデスクの活動について

<環境・技術委員会>

1. 平成22年度の計画について

<公益・事業委員会>

1. 平成22年度のセミナー計画について

<広報・情報委員会>

1. 会誌MET11号の記事の検討
2. 協会だより号外版の発行と32号への情報収集と検討
3. H.Pの情報更新

<賛助会>

1. 賛助会総会について
2. 賛助会運営委員会委員交代について
3. 協会の最近の動きについて

●日経アーキテクチャーが「建築設備賠償責任保険」取材●

当協会の会員サービスの一環である「建築設備賠償責任保険」は、設計者にも責任を求める風潮が出始めた新東京設備設計事務所協会の時代に設立されました。その後、同保険は、全国組織である(社)日本設備設計事務所協会にも組みこまれ、全国の設備設計事務所の安心への礎となり、建築業界でも知られるようになってきました。本年4月同保険について、施主や設計者に最も人気の建築総合誌である「日経アーキテクチャー」から取材を受け、5月10日号に「建築設備賠償責任保険」として、特集記事で取り上げられました。建築関連事故等が増える中で、設備設計にかかわる機能不具合などのトラブルを補償する保険として紹介されています。その中で、建築を含む複合的トラブルが増加しているとし、責任割合をめぐっては、「建て主や意匠設計者などとの話し合いが欠かれない。建て主がどのような性能を求めていたか、議事録に残しておく」とする当協会の高倉理事の説明が掲載されました。

●新年度 二つの特別委員会設置●

当協会は、新年度に入り二つの特別委員会を設置しました。一つは、昨年後半から国土交通省が建築基準法などの関連法の改正に向け、関係団体などに対し聞き取りを始めたのに伴い、「建築設備士法制定委員会」を設置しました。委員長には市村 充副会長が、委員には小松博理事が選任されています。もう一つは、「一般社団法人移行準備委員会」です。公益法人改革では「公益社団法人」とするが「一般社団法人」になるかの選択を、平成20年12月から5年以内に行う必要があります。当協会は、

これまで検討を進めてきましたが、厳しい公益性を問われる「公益法人」を選択することには無理が伴うとして、「一般社団」に移行することとしています。このための一般社団移行に向けての準備委員会です。委員長は、小林貞夫副会長、委員には安住 正専務理事、渡辺保仁氏(税理士法人サクセスサポート)が就任しました。

●建基法見直しに関する検討会 終盤へ●

「建築基準法の見直し検討委員会」はいよいよ最終段階に入りました。第5回からのテーマ別の意見交換では、5月26日に「構造系適合性判定制度」を、第6回となる6月11日は「建築確認審査の法定期間、厳罰化」が議論されました。この中で委員を務める(社)日本設備設計事務所協会の尾島 勲会長は「現法制度では、建築士が建築設計の業務権限を持ち、全責任を負う。専門技術者は権利も責任も罰則もない環境で業務を行っているのが実態。責任感があまいになりがちな設計現場を改善し、実際に仕事をしている専門家に責任と厳罰を科すべき」としました。また、6月16日に行われた第7回の「その他の建築基準法関連(第2回～第4回で提示されたもの)」では、尾島会長は「委員会では10名の委員から『設備技術者を法的に位置付け、活用を検討すべき』と述べられている。この意向をくみ、法制度の整備に向け理解と助言をお願いしたい。また、『設備技術者を法的に位置付けることについては、別枠の検討会を設けて早急に検討すべき』という意見を本検討会でまとめるようにお願いしたい」としました。もう一人の設備代表である(社)建築設備技術者協会の牧村 功前会長は「建築士のもとで、その業務を行うことのできる『建築設備士』の法的な整備

として『業務権限付与の範囲』『建築設備士の資格制度の見直し』『消費者から顔の見える資格者・事務所』を訴え、設備設計事務所の登録と資格者の登録データの一元化」に言及しました。また、(社)日本建築家協会、(社)建築業協会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築士会連合会の4委員は連名で、「建築設備士に対し、建築設備設計・工事監理の業務権限を付与し、建築士のもと、その業務が可能となるための法的整備を行う」措置を、再度求めています。今後は、最終回となる6月30日の第8回は「第5回～第7回の議論の状況によりテーマを設定」とされ、議論のまとめが予定されています。この委員会で設備技術者の長い間の願いである「建築設備士の法的位置付け」の整備に向かうことを熱望します。

●日設事協 設備設計事務所登録制度スタートへ●

(社)日本設備設計事務所協会は、「設備設計事務所の登録制度」の検討を平成20年度より進めてきましたが、本年度になり正式にスタートさせることを決定し、理事会で発表しました。同制度は会員事務所が設備設計事務所として、専門領域の責任と義務を果たし社会に貢献するため、登録された専門家の職能の技術レベル・倫理を公開し、委託者の利益に供することを目的としています。同協会では、登録会員の種別を建築設備士、設備設計一級建築士で構成するI種事務所と、電気主任技術者、1級の管・電気工事施工管理技士等の要件を満たすII種事務所として構成することとし、登録事務所の技術者名簿を毎年、更新・作成し、建築主や建築士事務所等に向け公表するとしています。

●低炭素社会の住まい会議が初会合 国交ら3省連携●

日刊建設通信新聞(6月4日)によれば「国土交通、経済産業、環境の3省連携による『低炭素社会に向けた住まい方推進会議』は、国内の温室効果ガス排出削減で、1990年比で1.4倍と最も増大している民生部門(家庭・業務)の取り組みを充実・強化するため、住まいのあり方を中心に議論し、低炭素社会に向けた幅広い取り組みと施策の立案の方向性をまとめる。具体的には、2020～30年に目指すべき新築の住宅・建築物の省エネ義務付け、既存ストック省エネに向けた取り組みや、建設から維持管理、廃棄・再利用などまでのライフサイクル全体を通じた総合的視点でのCO₂排出削減を検討する」と伝えられています。やっと縦割りでない、各省庁横断的な取り組みが期待できそうです。

●2030年にCO₂ 30%削減 経産省試算●

熱産業経済新聞(6月15日)によれば「経済資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会はエネルギー基本計画(案)を取りまとめた。2030年に向けエネルギー需要構造を本格的に改革することとし、同年に向けた目標として、再生可能エネルギーの導入拡大や業務部門におけるZEB(ゼロエネ・ビル)の新築平均での実現、産業部門における世界最高水準の省エネ水準の維持・強化や天然ガス利用の促進、スマートグリッドやスマートコミュニティ、水素エネルギー社会の実現に向けた取り組みをあげた。目標に向けた累計投資額は131兆円と試算。2030年におけるCO₂排出量は1990年比30%程度の削減が見込まれる」と伝えてあります。

●APECエネ相宣言 排出ゼロ発電 国別目標●

日本経済新聞(6月19日)によれば「福井市で開催されたアジア太平洋経済協力会議(APEC)エネルギー担当相会合で閣僚宣言(福井宣言)をまとめた。温暖化ガスを排出しない「ゼロエミッション電源」について各国が数値目標などの導入計画を策定する。新築の原子力発電所の建設促進や省エネ家電の統一に取り組むことと合意する。世界的に温暖化ガス削減に取り組む機運が強まるなか、APECとしても具体的な削減姿勢を打ち出す」と伝えました。また、記事中に「日本は18日に閣議決定したエネルギー基本計画で、2030年にゼロエミッションの電源全体に占める比率を現在の34%から約70%に引き上げる目標を掲げ、少なくとも14基以上の原発を新増設する方針だ」と温暖化対策に前向きに取り組む姿勢を明確にしています。

●平成22年度 消防設備士受験準備講習会

(甲種第一類)のご案内●

標記の講習会が下記の予定で開催されます。多くの方の参加を希望します。

開催日：平成22年7月27日(火) 9:30～17:00

開催場所：(社)東京都設備設計事務所協会 事務局会議室

●奥村理事 電気設備学会 論文賞受賞●

当協会の理事である芝浦工業大学の奥村克夫名誉教授は、この度、(社)電気設備学会の第21回電気設備学会賞で学術部門の論文賞を同大学の福井幸博氏とともに受賞しました。論文テーマは「施光角変調法とPS偏向分割法を用いた平等・不平等空間の電解分布測定」となっています。奥村先生の受賞内容は学術部門の論文だけに、テーマを聞いても、我々設備技術者には理解できないのが残念ですが、栄えある受賞をされたことを喜び、お祝いしたいと思います。